

# 名取川水系河川整備計画 〔大臣管理区間〕

～名取川水系の事業評価について～

平成23年 11月 28日  
国土交通省東北地方整備局

# 名取川水系河川整備学識者懇談会の目的について

名取川水系河川整備学識者懇談会規約改正案より抜粋

## 第2条(目的)

この懇談会は、国土交通省東北地方整備局長が作成及び変更する「名取川水系河川整備計画(大臣管理区間)」の案及び宮城県知事が作成及び変更する「名取川水系河川整備計画(指定区間)」の案について意見を述べるとともに、河川整備計画策定後の各種施策の進捗に関して意見を述べるものとする。

また、「名取川水系河川整備計画(大臣管理区間)」に基づいて実施される事業のうち、再評価、事後評価の対象事業の評価を行い、東北地方整備局長に対し、意見を述べるものとする。

# 公共事業評価実施要領改定（H22.4.1）の概要

## <事業評価の新たな取り組み(H22.4.1実施要領改定)>

### ○都道府県・政令市への意見聴取の導入

直轄事業等の再評価について、地方負担の負担者である都道府県・政令市等からの意見を聴く。  
※新規事業採択時評価については、平成21年度より導入済。(H21.12.24実施要領改定)

### ○再評価サイクルの短縮

事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮にするほか、直轄事業等に関する実施サイクルを5年から3年に短縮する。

	現 行	改 定
公共事業	<直轄事業等、補助事業等> 5年未着工・10年継続・5年毎	<直轄事業等> 3年未着工・5年継続・3年毎 <補助事業等> 5年未着工・5年継続・5年毎
その他施設費	3年未着工・7年継続・3年毎	3年未着工・5年継続・3年毎

## 事業評価における透明性の確保に向けた新たな取り組み

### 1. 感度分析の実施

- 新規事業採択時評価及び再評価が対象
- 残事業と全体事業の各々について、残事業費、残工期、資産を個別に±10%変動させて費用便益比を算定し、感度分析を実施

### 2. 事業費内訳書の作成

- 河川局所管事業の事業評価が対象
- 残事業費及び全体事業費について、内訳書を作成

# 名取川直轄河川改修事業 再評価の流れ

(前回の学識者懇談会)

平成20年12月 事業再評価 河川改修事業  
平成21年 2月 経済的妥当性の補足説明

H21策定時  
事業評価  
実施

平成21年 6月 3日 名取川水系河川整備計画策定

平成23年11月現在

(次回の学識者懇談会)

平成24年度 事業再評価 名取川直轄河川改修事業

H24再評価  
実施  
※H21の3年後

平成24年度以降

河川整備計画変更時 事業再評価  
(河川整備計画変更の後は3年毎に実施予定)

整備計画  
変更時以降  
再評価  
3年毎

# 名取川直轄河川改修事業 再評価の実施方針

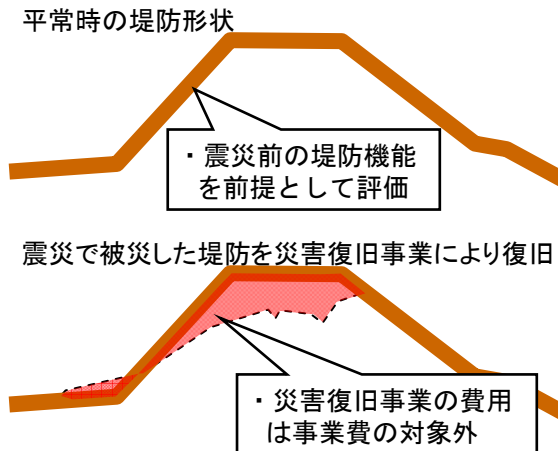
## 河川整備計画の事業評価の評価方法（案）

- 東日本大震災に伴う地殻変動や津波によって流失した資産等の状況については、震災後の基礎データが整備されていないことや今後の復興状況が現時点で不明確な部分があることから、今回の費用対効果分析にあたっては、震災前の状況を想定して検討を行っています。
- 震災で被災した堤防等の整備については、災害復旧事業によって復旧等されることから、今回の費用対効果分析の費用には見込んでいません。
- 今回の費用対効果分析において実施する氾濫計算の外力については、洪水を対象としており、津波・高潮は考慮していません。

### ●津波による堤内地資産の大幅な変化



### ●名取川堤防被災箇所の災害復旧

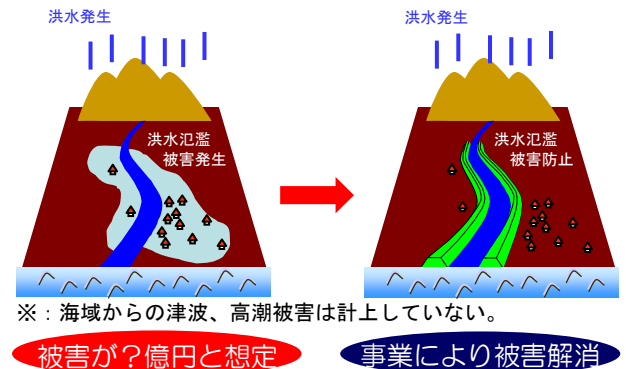


### 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(H21.12)から抜粋

- 第1 目的
- 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。
- 【再評価の対象とする事業の範囲】  
対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。
- 第2 再評価の対象とする事業の範囲
- 対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の再評価については、別途定めるところによるものとする。
- (1) 直轄事業
  - (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）
  - (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。）

### ●事業評価の便益（効果）の捉え方

◆事業評価の費用対効果分析は「治水経済調査マニュアル（案）」に従って河川整備事業等による洪水被害の軽減効果で評価。



### 河川河口部縦断イメージ図

